

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程

制定 平成25年6月3日 日資協25発第12号

(目的)

第1条 この規程は、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱(20130501財資第8号。以下「要綱」という。)第2条の規定に基づき、一般社団法人日本有機資源協会(以下「協会」という。)が行う地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

(交付の対象)

第3条 協会は、バイオディーゼルの製造及び流通事業者が策定した地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業の実施計画(以下「実施計画書」という。)が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係わる事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として協会が認める経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助率は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする民間事業者等(以下「事業者」という。)は、協会に対し、**様式第1**による補助金交付申請書(正本1通及び副本1通)に**様式第2**による実施計画書及びその他協会が指示する書類を添付して、協会が指示する期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

この場合において、協会は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 協会は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 協会は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延等報告書を協会に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協会の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、協会が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、協会の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、協会が第15条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、協会が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、協会が第15条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、第15条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、協会が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第18条第3項及び第19条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、協会の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、協会に報告しなければならない。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、協会の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第5による交付申請取下げ届出書を協会に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第6による補助事業計画変

更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 協会は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 協会は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、協会が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第7による実施状況報告書により、協会が指示する期日までに協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する協会の当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書(正本1通及び副本1通)を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が協議会の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9による補助事業年度末実績報告書(正本1通及び副本1通)を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

(補助事業の継承)

第12条 協会は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 協会は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付さ

れた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 協会は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 協会は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第11による返還報告書を提出させるものとする。

6 協会は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第14条 協会は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 協会は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協会は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

4 協会は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 5 協会は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第2項の規定にもとづく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

- 第16条 協会は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 協会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

- 第17条 協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（財産の管理等）

- 第18条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して協会に提出しなければならない。
 - 3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができるものとする。

（財産処分の制限等）

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、協会が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第15による財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入につ

いては、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第16による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、経済産業大臣の承認を受けた日(平成25年6月3日)から施行する。

(別 記)

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金

実施計画書の要件

- (1) バイオディーゼルの製造・供給・流通システムにおいて、新規性が認められること
- (2) バイオディーゼルの製造・供給・流通システムにおいて、創意工夫が認められること
- (3) バイオディーゼルの製造・供給・流通システムにおいて、技術的な課題となっている事項に対して解決策の提示が認められること
- (4) バイオディーゼルの製造・供給・流通システムにおいて、広域的な取組であり、かつ、高効率化・低コスト化が達成され効果的であると認められること
- (5) その他、本事業の目的に沿って特に顕著な取組、効果が認められること

(別表 1)

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金

補助対象経費

番号	補助対象事業	補助対象内容
1	バイオディーゼル製造・供給・流通等に係る施設整備	バイオディーゼル製造・供給・流通等に必要施設で以下のものとする。 バイオディーゼル製造施設 原料回収容器等資材 原料運搬専用車両 原料受入れ施設 原料貯留設備 原料前処理設備 メタノール及び触媒貯留設備 メタノール及び触媒注入設備 反応設備 分離設備 夾雑物除去設備 メタノール回収・貯留設備 洗浄等精製設備 脱水設備 製品貯留設備 添加剤注入設備 副産物再生・処理・貯留・搬出設備 蒸留設備 バイオディーゼル(製品)貯留・搬出設備 ユーティリティー設備(受変電設備、用水設備、等) 排水処理設備 排気設備 計装設備 消火設備 建物(バイオディーゼル製造施設に必要な構造のもの) バイオディーゼル・軽油混合施設 バイオディーゼル(製品)受入れ・貯留設備 軽油貯留設備 バイオディーゼル・軽油混合設備 混合製品貯留設備 混合製品出荷設備

		計装設備 消火設備 バイオディーゼル供給・利用施設 給油設備 製品（バイオディーゼル、バイオディーゼル・軽油混合製品等）貯留設備（地下タンク等） 製品運搬専用車両 計装設備 消火設備 その他、事業目的達成のために上記施設と一体的に整備が必要であり、審査評価委員会が必要と認めた施設又は設備
2	バイオディーゼルの品質等管理	バイオディーゼル（製品）の品質分析費
3	事業報告	審査評価委員会における事業報告に係る旅費
4	バイオディーゼルの流通に係る地域協議会活動（設置する場合）	地域協議会の開催、製造・供給・流通システム実行指針の策定、必要な調査の実施、原料調達・バイオディーゼル利用等連絡会（協議会内の分科会）の開催、普及啓発活動、その他必要な活動に要する経費

(別表 2)

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金

補助事業の補助金の額

番号	補助対象経費	補助対象経費内訳	補助率
1	バイオディーゼル製造・供給・流通等に係る施設整備に必要な経費	設計費 工事費 設備・機械・器具費 測量及び試験費 諸経費(工事負担金、許可等申請書作成費、書類提出旅費、等) なお、敷地・用地については補助対象外とする	1/2 以内
2	バイオディーゼルの品質等管理に必要な経費	バイオディーゼル(製品)の品質分析費	1/2 以内
3	事業報告に必要な経費	審査評価委員会における事業報告に係る旅費	1/2 以内
4	バイオディーゼルの流通に係る地域協議会活動に必要な経費	会議費 人件費 報償費(謝礼金) 旅費 消耗品費 通信運搬費 委託料 その他必要な経費	1/2 以内

様式第 1

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付申請書

地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的
3. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 当年度の事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
 - (2) 全体の事業期間 年 月 日 ~ 年 月 日
4. 地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業の内容
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の実施計画
 - (3) 補助金交付申請額
 - 補助事業に要する経費
 - 補助対象経費
 - 補助金交付申請額
 - (4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙 1)
 - (5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙 2)

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた対策費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費				
消費税				
合計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
事業費					
消費税					
合計					

様式第 2

実施計画書

1. 補助事業の名称
2. 事業実施者（名称及び代表者の氏名及び住所・担当者連絡先）
3. 地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業
 - (1) 事業の実施地域
 - (2) 事業概要
 - (3) 全体事業工程
 - (4) 実施計画
 - 当該年度事業実施内容
 - 年度別事業実施内容
 - 設備概要
 - 事業実施予定スケジュール（別紙 6）
 - (5) 事業費
 - 事業経費の配分（別紙 3）
 - 資金調達の予定（別紙 4）
 - (6) 事業の実施体制（別紙 5）
 - (7) 取組の先進性等
 - 取組の先進性
 - 事業の波及性、効果性
 - 活動の実績（非営利民間団体の場合）
 - (8) 事業実施に関連する事項
 - 他の補助金との関係
 - 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(別紙3)

事業経費の配分(設備導入事業経費)

(単位:円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
設計費								
(小計)								
購入費								
(小計)								
工事費								
(小計)								
諸経費								
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(別紙4)

資金の調達予定<全体>又は<年度>(単位:千円)

総事業費 (経費別)	補助金交付 申請予定額	地方負担分内訳					
		県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
 2. 県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
 3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙5)

事業実施体制

1. 補助事業名
2. 事業実施社内体制
3. 請負会社選定方法

(別紙6)

事業実施予定スケジュール

<平成 年度>

項目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注1) 平成 年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する工事がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項目	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

申請者 名 称
代表者等名

あて

一般社団法人日本有機資源協会

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金については、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その費目)

(単位：円)

費目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 設計費 2. 設備費 3. 工事費 4. 諸経費 5. 消費税			
合計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程（平成25年6月3日日資協25発第12号。以下「交付規程」という。）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による遅延等報告書を協会に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、交付規程第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協会の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、協会が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、協会の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、協会が交付規程第15条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、協会が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、協議会が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、協会が交付規程第15条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第15条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、協会が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協

会の承認を受けるべきこと。

- (1 1) 補助事業者は、交付規程第 1 8 条第 3 項及び第 1 9 条第 3 項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、協会の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (1 2) 補助事業者は、交付規程第 8 条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、協会に報告しなければならない。
- (1 3) 補助事業者は、協会の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、協会に報告しなければならない。また、協会が特に必要と認めるときは、取得財産等（間接補助事業によるものも含む。）の利用状況等について、協会の指示に従い報告しなければならない。間接補助事業も同様とする。なお、詳細については、協会が別途指示するものとする。

5 . 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第 1 7 条の規定による交付決定の取消、第 1 8 条の規定による補助金等の返還及び第 1 9 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 2 9 条から第 3 2 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 協会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の対策費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第 4

番 号
年 月 日

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の遅延等について、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 遅延等の原因及び内容
3. 遅延等に係る金額 金 円
4. 遅延等に対して採った措置
5. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の対策費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 8 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記のとおり変更したいので、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 9 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）

- （注）1．中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2．用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

計画変更後の経費の配分

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費			補助対象経費			補助率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の実施状況について、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - 第 回概算払額
 - 第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表(別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

費目	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額
合計						

(単位：円)

費目	決算額						備考
	収入	支出			差引		
	補助金の 収入額	補助対象 経費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内 訳
 - 第 回概算払額
 - 第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表(別紙)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算 額 費目	交 付 決 定 額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象 経費	補助金 の額
	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額		
合 計								

(単位：円)

費 目	決 算 額						差 引	備 考
	収 入	支 出				補助金 返納額		
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金の額			
合 計								

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金
補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を継承し、当該補助事業を継承して実施したいので、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 12 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の継承理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金返還報告書
(確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 1 3 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算(第 回概算)払を受けたいので、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称

2. 精算(概算)払請求金額 金 円

3. 請求金額の内訳(別紙)

4. 概算払を必要とする理由(概算払の場合に限る)

5. 振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号
名義(フリガナ)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

請求金額の内訳

(単位：円)

費目	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今回 請求額
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第 1 3

番 号
年 月 日

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金返還報告書
(取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 1 5 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 . 補助事業の名称
- 2 . 既に交付を受けている補助金の額
- 3 . 返還を請求された金額及び年月日
- 4 . 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
- 5 . 加算金及び延滞金の算出根拠
- 6 . 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）

[平成 年度]

（単位：円）

区分 財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年月日	耐 用 年 数	保管場所	備 考

- （注）1．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 1 9 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2．財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書類・資料、(ニ)無体財産権、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 3．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4．取得年月日は検収年月日を記載すること。5．用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会
殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付規程第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由(注 1)

財産の名称	財 産 名 (仕 様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

3. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)(注 2)
4. 処分の条件(注 2)

- (注 1) 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。
- (注 2) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不用。
- (注 3) 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。
- (注 4) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とすること。

一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般社団法人日本有機資源協会

団体名

(単位：円)

国			地方公共団体										備 考	
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額		

(記載事項)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定としている場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
2. 補助事業者の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1. ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内訳として記載すること。
3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業者等の補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。
一般社団法人日本有機資源協会の地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金は、経済産業省が定めた地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。